

新千歳空港寿インター駐車場 月極駐車規程

一般社団法人 千歳観光連盟

連絡先 (0123) 25-6677

新千歳空港寿インター駐車場月極駐車規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千歳観光連盟(以下「管理者」という。)が運営する新千歳空港寿インター駐車場(以下「寿駐車場」)において、月極で寿駐車場を利用する場合の契約その他遵守すべき事項を定め、寿駐車場業務の効率的な運営と適正な処理を図る事を目的とします。

(月極駐車券の種類)

第2条 月極駐車券の種類は、1ヶ月、2ヶ月の2種類とします。

(月極駐車区域の設定)

第3条 管理者は、寿駐車場における月極車両の駐車区域を指定します。

(月極駐車申込及び承認等)

第4条 月極駐車券の交付を受けようとするときは、「月極駐車券購入申込書」(様式第1号)に記入の上、第7条に定める規定料金と共に、管理者に提出しその承認を受けるものとします。

2 管理者は、承認を与えた者と月極駐車契約を締結し(以下この契約者を「月極契約者」といいます。)月極駐車券を交付します。

3 月極契約者は、月極駐車券の有効期限が満了したとき、又は不要となったときは、直ちに月極駐車券を管理者に返納しなければなりません。

(契約期間の更新及び車両変更、名義変更の手続き)

第5条 月極契約者が、契約期間の更新を行う場合は、契約期間満了日までに、「月極駐車券更新申込書(兼車両変更届)」(様式第2号)に記入の上、月極駐車券及び第7条に定める規定料金と共に提出し更新手続きを行わなければなりません。

2 契約満了日以降の更新手続きは認めないものとします。

3 月極車両が変更となった場合は、「月極駐車券更新申込書(兼車両変更届)」(様式第2号)に必要事項を記入の上、月極駐車券と共に提出し、月極駐車券の書き換えを行うものとします。

(手続きの受付時間)

第6条 第4条、第5条、第9条の諸手続きの受付は、平日の8時45分から17時30分までの間、管理事務所窓口において行います。

土日祝祭日は行いません。

(月極駐車料金)

第7条 月極駐車料金は、7,000円(消費税込)とします。

2 月極駐車券は、第2条に定める種類に従い、月の始めから月の終わりまでの月単位で発行するものとします。

(月極駐車料金の払い戻し)

第8条 納入した月極駐車料金は、払い戻しはしないものとします。

ただし、駐車場を休止又は廃止した場合で、管理者から月極契約者に対して契約の解除を通告したときは、休止又は廃止した期間分を日割り計算して払い戻します。

(月極駐車券の再交付)

第9条 月極契約者は、月極駐車券を紛失又は損傷し再交付を受けようとするとき

は、当該駐車券の再発行に必要な経費550円(消費税込)とともに、「月極駐車券再交付願い」(様式第3号)を管理者に提出し再交付を受けるものとします。

2 損傷した月極駐車券は直ちに返納しなければなりません。

(利用上の制限)

第10条 管理者は、月極駐車券の有効期限内においても駐車場の管理運用状況を勘案し、月極契約者に対して利用を制限する事ができるものとします。

(禁止行為)

第11条 月極契約者は、つぎの各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 月極駐車券を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) 指定した区域以外に駐車すること。
- (3) 駐車場内に爆発性、引火性物品等の危険物又は不潔及び悪臭性物品を持ち込むこと。
- (4) 駐車場内に紙屑、空き缶、空瓶、煙草の吸い殻等を放置すること。
- (5) その他、駐車場において、秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) 無料送迎シャトルバスの利用は、原則として月極契約者本人のみとする。

(賠償責任)

第12条 月極契約者が、故意又は過失により駐車場設備に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとします。

(規定等の遵守)

第13条 月極契約者は、この規定を遵守するほか、管理者の指示した事項を守らなければなりません。

(免責事項)

第14条 管理者は、駐車場内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負わないものとします。

2 管理者は、台風、洪水、雪、落雷、その他天災及び地変、暴動、反乱による事故又は車両の損害について一切の責任を負わないものとします。

(不正使用に対する措置)

第15条 管理者は、次の各号に掲げる不正行為を怠った者から月極料金1ヶ月分の3倍相当にする額を割増料金として徴収することができるものとします。

- (1) 第11条(1)項の規定に違反したとき。
- (2) 券面の表示事項を塗消し、又は改変して使用したとき。
- (3) 有効期限の終了後に使用したとき。
- (4) その他不正の手段により駐車場を利用したとき。

(違反行為に対する措置)

第16条 管理者は、月極契約者が、第11条及び第13条、第15条、の規定に違反したときは、当該契約者に対し契約解除の措置をとることができます。

(駐車場管理規程の適用)

第17条 月極駐車取り扱いについては、この規程によるほか、新千歳空港寿インター駐車場管理規程を適用します。

(当規程の準用)

第18条 事業者が所有する車両の月極(月極業務車両)の取扱については、本規程を準用します。

附則

令和2年4月1日制定 (令和2年4月1日から適用)

令和4年4月1日改定 (第2条・第6条・第7条・第7条の2・第8条・第11条・様式第2号) (令和4年4月1日から適用)

令和5年4月1日改定 第7条(令和5年4月1日から適用)

新千歳空港寿インター駐車場

月極駐車券再交付願い

令和 年 月 日

一般社団法人
千歳観光連盟（管理者） 殿

私は、貴連盟発行の月極駐車券を（紛失・損傷）してしまいましたので、
新千歳空港寿インター月極駐車規程 第9条の規程により再交付をお願いします。

氏名 _____

※契約内容（判る範囲内）

契約番号 _____

契約有効期限 令和 年 月 日

車両番号 _____

勤務先 _____ 勤務先電話 _____

住 所 _____ 自宅電話 _____